

【監理団体の許可区分】 監理団体の許可には、特定監理事業と、優良な実習実施者・監理団体が行うことができる一般監理事業の2区分があります。

一般監理事業の許可を受ければ第1号から第3号までの全ての段階の技能実習に係る監理事業を行うことができ、特定監理事業の許可を受ければ第1号技能実習及び第2号技能実習に係る監理事業を行うことができます。この許可申請は、外国人技能実習機構の本部事務所の審査課に行い、最終的な許可の判断は主務大臣によって行われます。

区 分	監理できる技能実習	許可の有効期限
特定監理事業	技能実習1号、技能実習2号	3年または5年※
一般監理事業(優良な監理団体等)	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号	5年または7年※

※前回許可期限内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合

【監理団体の運営】

監理団体の許可を受けた場合であっても、その後、許可の基準を満たさなくなった場合には、監理事業の全部または一部の停止や、監理事業の許可の取り消しが行われることとなります。常に法令等の基準を満たした適切な監理事業を行うことが必要です。

また、監理団体業務を行う事業協同組合等にあたっては、中小企業等協同組合法等の根拠法および組合法定款に基づき、組合を適切に運営することが義務付けられています。

そのほか、技能実習制度の詳細や関係法令、運用要領につきましては、外国人技能実習機構のWebサイトにてご確認ください。

外国人技能実習機構

<https://www.otit.go.jp/>

外国人材活用セミナーを開催しました



11月28日(木)に米沢市及び山形市、29日(金)に新庄市及び酒田市において、県主催による標記セミナーが開催され、約60名が出席しました。

本セミナーは、本会が県より事業委託を受け実施したもので、外国人材の活用を検討している方や興味関心がある方を対象として、外国人雇用への理解を深めることを目的としています。

セミナーでは、株式会社ACROSEED 代表取締役 佐野 誠 氏を講師として迎え、「これから始める外国人の雇用について」をテーマとした講演がありました。佐野氏より、外国人雇用の現状とルール、技能実習制度、新たな在留資格である特定技能、外国人材のキャリアプラン等、外国人材の雇用についてわかりやすく説明がありました。

参加者は皆熱心に耳を傾け、質疑応答も活発に行われました。